

# 福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会 第5回議事録

日時：令和2年8月3日（月）13：30～15：30

場所：福島県危機管理センター2階 プレスルーム

## 1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第5回福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会を開催させていただきます。

本日の事務局として司会進行を務めさせていただきます福島県災害対策課の山家と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次第に基づきまして進行してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。初めに、福島県危機管理部の大島部長からご挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

（危機管理部長）

本日はお忙しい中、第5回検証委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回の検証委員会では、住民避難行動調査の結果や、的確な避難行動に向けた取組についてまとめた検証事業の中間報告についてご議論をいただきました。

中間報告については、6月8日付けで市町村や商工関係団体へ通知したほか、中間報告の内容を踏まえ水害から命を守るためのメッセージを県ホームページや新たに開設をした県公式の防災ツイッターなどで県民や事業者の皆様へ発信をいたしました。

こうした中、先月には令和2年7月豪雨により熊本県をはじめ九州地方を中心として甚大な被害が発生をいたしました。これまでの検証委員会でご議論をいただいた早めの避難行動の重要性とその難しさについて、改めて実感したところです。

県といたしましても、引き続きマイ避難の取組を推進するなど、必要な取組を行ってまいります。

今回の議題は、検証事業のまとめとなる検証報告書の素案についてであります。

これまでの議論、さらには本日ご説明をいたします内容を踏まえ、県の災害対応を改善するための取り組むべき対策について、忌憚の無いご意見やご議論をいただきますようお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 議題

### (1) 福島県台風第19号等に関する災害対応検証報告書（素案）について

（事務局）

議事に入る前に事務局よりお願いがございます。会議の議事録を作成するため、皆様のご発言を録音させていただきますので、発言の際は必ずマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

また、WEB会議でご参加いただく委員の皆様は、通常はマイクの設定をミュートにいただき、意見等がある場合は挙手をお願いいたします。議長が指名しますので、マイクをオンにしてご発言ください。それでは議事に入らせていただきます。

議事の運営につきましては佐々木委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(佐々木委員長)

佐々木です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思っております。

議題の(1)福島県台風第19号等に関する災害対応検証報告書(素案)について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

改めまして災害対策課長の角田でございます。本日の資料について説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。

本日の資料は(1)ということで1つでございますが、検証報告書の素案ということでございます。台風第19号等に関する災害対応検証報告書ということで、基本的にはこれまでの検証委員会でお出ししました資料をリバイスしながら載せております。それから皆様からこれまでにいただいた主なご意見について載せておまして、それ以降の部分は今後の取組事項を整理していくということでございます。

したがって、報告書作成の方向性としてこれからご説明いたしますが、例えば、先ほど部長の大島から説明をいたしましたとおり、その後、熊本で大きな水害が起きてございます。避難に向けて、中間報告も含めて、改めて皆様からフリーディスカッションに近い形でご意見をいただければと存じます。

まず報告書でございますが、1枚めくっていただきまして「はじめに」というところがございますが、これはまだダミーでございます。委員長と相談しながら中身について整理してまいりたいと思っております。

それから1ページから10ページまでは、今回の災害の概要について記載をさせていただいております。1回目でご説明いただいた気象庁様の資料ですとか、あるいは国土交通省福島河川国道事務所様の資料ですとか、あるいは、当方のところで取りまとめました被害状況などについて、ここでまとめさせていただいているところでございます。

それから11ページにまいりますが、県災害対策本部の活動の概要ということでございまして、こちらもこれまでのご説明をまとめさせていただいております。これが16ページまででございます。

ちなみに、15ページ16ページのところは、今回改めて災害対策本部の活動について時系列の一覧で見えるようにということで整理をさせていただいたものになります。

17 ページ、皆様のお名前と一緒に今回の検証の概要をまとめてございます。

そして 20 ページからは、中間報告ということでございまして、住民避難行動アンケート調査の結果を受けまして、皆様にご報告をいたしてご意見をいただいて、その後調整をさせていただいて出させていただいたものでございます。迅速で的確な避難行動に向けた取組ということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、これをまとめた後に、停滞する梅雨前線と低気圧の影響で九州地方中心に甚大な被害も出ております。

そういった皆様の知見も踏まえて、また改めてご意見をいただければ幸いに存じます。

それから 31 ページ、こちらの方は少し詳しく説明をしておりますが、皆様にご議論いただきました中間報告を踏まえて、このような形で県からのメッセージということで、県民の皆様それから事業者の皆様へお出ししております。

31 ページ 1 番ということで、県民の皆様への 1 番ということになりますが、まずは「自宅などの水害等の危険性」それから「避難する場所」を確認しましょうということで、平時からハザードマップ等で自らのリスクについて確認をしてくださいというお願いをしております。

それから 32 ページでございますが、2 番ということで「マイ避難」の計画を作成しましょうということでございまして、1 番のところを確認いただきましたリスクに対しまして、避難する場所、タイミング、避難経路などを検討して具体的な避難計画をあらかじめつくっておきましょうと、それによって速やかな避難をいたしましょうということでございます。

それから 2 ポツ目でございますが、高齢者の方など避難に時間のかかる方と同居されている場合には本当に早め早めの避難をお願いしますというお願いをしております。

それから 3 ポツ目、新型コロナウイルス感染症対策ということでございまして、できるだけマスク・体温計などの物資が不足してございますので、携行してくださいというお願いをしているところでございます。

それから、3 番ということでございますが、避難情報の入手方法を確認しましょうということでございます。マイ避難計画を立てていただくのは良いのですが、避難情報で避難行動のスイッチを入れてトリガーを引いていただく必要がございますので、その避難情報について、テレビ、携帯電話のエリアメール、ホームページ、防災行政無線など、多様な手段で発信されたと。逆に言うと我々は市町村に今後ご相談をしながら、多様な手段での発信というものをお願いしていくわけですが、それによって、避難のタイミング、避難スイッチを入れていただくということになります。

例えばということでございますが、NHK総合のデータ放送に多様な情報が発信されております。これについて、「d ボタン」をまず押しましょうということで、実際に「d ボタンはどれ？」という問い合わせが市町村に、19 号のまさに被害が起きているときに、問い合わせがなされたということでございまして、これについてお願いをしているところであります。

それから、4 番、ここのところは我々としてはお願いしたいところでございますが、警戒

レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、それから警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示」、その意味合いをご理解いただいて、市町村からそのような情報が発信された場合には速やかに避難しましょうと、そのご理解をお願いしてございます。

この件につきまして、報道等によりますと、現在「避難指示」と「避難勧告」を一本化するということで議論がなされているところでございますが、これについては制度の建て付けが直されるまではこの理解を求めるということでございます。来月には台風がおそらく多数来るであろうかと思っておりますので、これについては、今年はこちらをご説明、お願いしてご理解をお願いしていくということになります。

次のページ33ページになりまして、事業者の皆様へということでございます。水害から従業員の安全を守りましょうということでございますが、通勤の途中ですとか、あるいは仕事中ですとかに被災されて亡くなられた方がいらっしゃいますので、これにつきましては、従業員の身の安全を守るといことは、人的リソース、資産を守ることにつながりますので、そういった意味でもご理解いただいて、大雨が予想されるような場合には、早目の、例えば就業終了、あるいは職場での避難など、そういったご協力をお願いしているところでございます。

続きまして、34ページですが、こちらが第1回目のときから皆様にお示しをしております災害対策本部の活動に係る課題と取り組むべき対策ということでございます。

少し原点に戻ってご説明いたしますと、今回の検証委員会は2本立てと考えております。

1本目は、今ご説明をしました住民の避難行動、県民の皆様のご避難行動をいかに促進していくか。もう1本が、この県災害対策本部の活動をはじめとする県の防災力、災害対応ということにつきましては、これは県・市町村それぞれの総合力を発揮しなければ対応はしていけないということでございますが、県、自治体の総合力を発揮していくために様々な反省点というものをここで挙げさせていただいて、対応能力を強化していこうというものでございます。

中身については既にご説明しているところですが、前回の皆様のご指摘を受けて多少整理をしておりますが、中身の重複するところを整理しております。その上で、問題点課題と今後の取り組むべき対策のところに丸数字をつけました。課題と取組の対応関係を明確にさせていただいているということが今回整理しているところでございます。

このようなご説明をさせていただいた上で、61ページに、これまでの検証委員会で皆様からいただいたご意見につきまして、色々と書かせていただいております。これを入れて欲しいという意見があれば是非追加で入れさせていただきたいと思いますが、このようなご意見を踏まえて、66ページからになりますが、課題と取り組むべき事項のリストというものを、災害対応の時系列別に整理をさせていただいております。まず平時の取組がありまして、その下の通し番号の5番から初動対応（発災直前）、それから68ページ真ん中の通し番号13番からの初動対応（発災直後）というのがございます。

そして、70ページの24番からは、応急対応（浸水）期、75ページの通し番号52番からは復旧期（浸水後）ということ、前回委員会で中林先生からご指摘をいただいております

が、第6のところでは表形式でまとめたものを、災害対応の時系列別に並べ直して、それぞれの具体的な取組を今後どうしていくかを並べているところがございます。

この後の第9の締めのところでは、それをどのようにまとめているかを考えているところがございます。

本日お出ししました資料につきましては以上でございます。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。それでは早速検討に入りたいと思うのですが、素案ということでこれまで既に皆様と検討を進めてきた内容もかなり盛り込まれた形のものになっておりますが、いくつか切り分けて検討を進めたいと思います。

まず、最初の第1章から第4章あたりは、これまでの状況や概況など事実的なものが整理されている部分かと思えます。別表2の時系列の表が新しく挿入されていたりしますので、まず第1章から第4章までの間で何かご意見やご指摘があれば出していただきたいと思えます。事務局に対する質問でもかまいませんので出していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(田村委員)

すいませんがページ数で教えてください。

(佐々木委員長)

ページで言いますと1ページから19ページになります。広すぎるということであれば1章ごとに検討してもかまいません。

(田村委員)

ページで確認をしたかっただけです。切り分けは適正だと思います。

(佐々木委員長)

それでは、1ページから19ページの間で何かご指摘、ご意見がありましたら出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(中林委員)

良くまとめていただいていると思っておりますが、1つは17ページの検証事業の概要のところ、1検証委員会、(1)委員と始まるのですが、そもそもどういう点でどういう面を検証するのか、何を検証するのか、検証の目的というのを示しておいていただいた方が良いでしょう。概要の1番頭のところに検証事業の目的として、会議の冒頭のごあいさつにもありましたような、要するに何を明らかにしようと思ってこの検証をしたのかということを書いておいていただくと読みやすくなるのではないかと思います。というのが1点です。

それから、2点目なのですが、遡りますが、12ページ13ページ、第3章の県の災害対策本部活動概要というところ、今回の検証はやはり、人の命いかに守り切れなかったかという事が大きな課題の1つとしてはあるのだらうと思うので、4「県の災害対策本部の主な活動」とか、6「物資の支援」ですとか、7「主な応援」について、書きにくいのですが、例えば物資支援の開始はいつだったのか、いつ始まったのか、対応開始の日時くらいを

少し書き出しておいてもらえると意味がとりやすくなるかと思えます。

それは 2 ページに川内のデータが棒グラフで降水量の時系列図があります。これは全部の地域を代表しているものではないわけですが、今回の、前半の水害の 1 つの代表的な数値だとすると、多分いつどのような警報が出て、いつどのような対応をしたのか、という時間的な経緯が大事です。命に関わるという意味では 12 日から 13 日にかけて何が行われていたのか。実際には、避難に関しては各市町村の対応ではあるのですが、県としてそういうことをどのように把握していたのかということが、今後命を守る上では大事な点だと思います。

いわば災害発生後としての 13 日以降というのは、震災関連死 6 人をいかに防ぐことができたかという話なのですが、直接死はいわば 12 日から 13 日にかけてのところに事態が発生している。そのように考えると、色々なことがどのようなテンポで動いたのかということを知りたいと思います。

それが難しいということであれば、15 ページ 16 ページに全体の総括の表を書いていたのですが、この表中の○の位置というものが最初の対応の日時ということになるのかではないかと受け止めました。ですから、もし可能であれば、例えば川内の降水量の時系列図の降水量のグラフをこの表中に載せることが適切かどうか分からないのですが、この 15 ページが 12 日から 13 日にかけて 16 ページ渡りますけれども書き込めないか。1 時間置きで 1 マスになっているので、ここに先の川内のグラフをずっと入れていくと、どのように雨が降って、積算の降水量がどのように変わっていった、その中で県の災害対策本部がどのような情報を得てどのような対応をしたのを目で読み取ることができると思います。その辺を少し工夫していただくと、その実態も踏まえて 4 章以降でどのようにそれを検証していくのかということにつながるのではないかと思います。その 3 点です。

今話したように記載していただけると、12 ページ 13 ページに対応可能日時を書かなくても読み取れるかなと思います。それ以上に 15 ページ 16 ページの中に自然災害情報として降水の時系列の状況を載せていただけると見やすいかな、捉えやすいかなと思います。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。確かに、何がどのようなテンポで起こっていたかを目に見える形で整理していくことが今後の対策にも重要な意味を持ってきますし、これ自体が歴史的な資料になってくるところがありますので、そういう意味でもそこはきちんと残した方が良いだろうと私自身も感じました。

あとは、検証委員会の目的に関しても、私たちは参加していて状況が分かっているので、記載が無くても何とも思わなくなっているのですが、初めて読む方もいらっしゃると思うので、事務局で引き取っていただいて、目的に関して整理することをご検討いただければと思います。

ほかに何かご意見ご指摘等ありますでしょうか。

(長林委員)

中林先生のご意見に関連して、災害の状況の並びを変えた方が良いかと思っております。

第1章が「気象等の状況」で、その中の1番が令和元年東日本台風で、2番が10月25日の大雨になっています。3ページを見ると河川の状況というものが入っていて、そうすると始めの台風の状況は気象の概況の前の方に入って、河川の状況は中林先生が指摘しておられたのですが、氾濫したという事実を記載されているのはよろしいと思うのですが、これはあまり膨大だと読む方も大変なのですが、時系列の中で、どのような河川がどのような時間的ところで氾濫が発生していたのかということを手くまとめていただくと良いと思います。これは、第2の被害状況の前の方に持って行った方が分かりやすいと思います。

ですから、3ページをもう少し、雨の状況と河川の氾濫状況、警報の出方など、時間的にどうだったのかということが分かると、例えば阿武隈川と夏井川と相双の河川では大分違っておられますので、そういうものが分かる形でまとめていただくと、雨の状況と河川が時間的にどのように対応しているかが分かる。そこをもう少し肉付けしてもらえるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。どこにその情報を記載するかということですね。河川の氾濫状況を被害状況のところに肉付けする形で記載した方が良いというお話でした。こちら事務局で引き取っていただいてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

他には1ページから19までの間で何かありますでしょうか。

(田村委員)

17ページのところで、中林先生からもお話があったのですが、やはり目的を書かないといけないかなと思っておまして、今さらながら目的を共有させていただきたいと思えます。私の認識なのですが、命を救うというところはなしえなかったもので、それに対して今後どのような対策をとっていくかというための検証ですね。

あとは、それに付随する災害支援、これは応急期までです。被災者支援という事が中心なのだけど、それに県が対応し、それから市町村、関係機関が対応するための、今後に向けてのことを検証しているという2大のテーマの記載が必要かと思えます。

そうしますと、こここのところに後の章立てがどのようにそれに基づいているということを示さないといけないかなと思います。

そうなってくると、31ページの住民の行動をこうしてくださいというところ、後の議論になるのかもしれませんが、全体のバランスが良く分からなくて、もし住民の皆様や県民の皆様へ何か直接メッセージを出すとするそれは検証委員会からなのか県から出すのかということや、この目的に含まれているのかなど、が分かりません。後ろを見ると、検証事業の目的がちょっとあやふやになっております。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。今、田村先生からご説明いただいたような形の目的で多分皆さん異議は無いのではないかなと思うのですが、その場合はやはりそれに即した章立てでというのはそのためにこのようなことを検証しているのだと、最後にそれを踏まえた上でメッセ

ージをまとめるのかどうかを含めて、縮めの章の部分はまだ何も書かれていない状況ですけれども、どのように書いていくのかというところを多分検討しなければいけないということだと思います。事務局いかがでしょうか、何かございますか。

(事務局)

今回の検証委員会の目的について、今ご指摘をいただいたとおりでございます。

まず第1点目は住民避難行動アンケート調査をやらせていただきました。今ご説明をいたしましたとおり、今回これだけ大雨が降りまして、大雨特別警報が本県で発表されたのは初めてということでございます。その中で住民の皆さんがどのような避難行動をとられて、どのようなことを考えておられたのか。その中で、どうして32名の方が、19号の時は30名、その後の大雨で2名ということになりますか、お亡くなりになられたのか。それに対してどのような対策を打っていったら良いのかということがまず1つ目的でございます。

そして、先ほど中林先生からご指摘をいただきましたが、今回の大雨は夜中に降っておりまして、しかもあっという間に短時間の間に集中的に降っている。河川があれほど溢れるとは、おそらくほとんどの人が思っていなかった。その様な状況の中で、我々も、事前の段階ではできるだけやっていたと思うのですが、あの時点の手だてがなかなかなかったというのが正直なところでございます。

そうした中で、しっかり県民の皆様には色々な情報が出ている、その中で避難をしっかり決断をしていただいて早めに身の安全を守っていただくということが必要であろうというようなことでメッセージを1つ出させていただいた。これが1つの目的でございます。

それから、2つ目の目的でございますが、災害対応が結果として何とか色々間に合ったという部分がございますが、色々な対応をしてやってまいりましたが、これは何回かご説明をしているところでございますが、中々苦労したといいますか、大変なコストを職員が支払う中で対応したということございまして、その部分について反省をした上で、今後は組織的な対応というものをしっかりとやっていかなければならない。そして県として総合力をもって災害対応していく道具立て、筋立てをしっかりと考えてやっていかないといけない。その延長線上というところと少しおかしいのですが、災害対応は県だけではできません。基本主体は市町村でございます。さらに人命救助等につきましては、警察・消防として自衛隊の皆さんの力お借りしています。そういった方々の連携をしっかりと図っていく。あるいは市町村さんも同じような準備をあらかじめしていただく。そのよう取組をすることが必要であろうと。それを浮き彫りにしていくという意味での県災害対策本部の対応の検証ということでございます。

この2点が、そもそも皆様をお願いをしに行った時からご説明させていただいているところですが、それをしっかり報告書の中に反映させていくというご意見かと思っております。

以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。他に何かご意見・ご質問はありますか。

(土木部長)



先ほどの中林先生、長林先生からお話のありました件と関係するのですが、今回のこの災害で、夏井川で雨が降っていないのに水が溢れてきたという、この前の最上川でも中流域で降っていないのに溢れたということは、その感じというものを、この中で出していくということは必要なのかなと思います。それは、破堤や決壊の範囲を出すのがありますし、水位の上昇の状況を出すということもあるわけで、そこはどういうところの河川を代表的にするかということは調整する必要がありますが、阿武隈川も長いので降ってから出てくるまで時間がかかるという部分もあったりとか、一方で南から台風が上がってくると、それはどんどん貯まってくるみたいな形なので、河川の特性として違ってきますけれども、また、夏井川とかは中通りで降った雨が浜通りで降っていても増えているというような性格もあるので、そういう代表的なものをつかまえながら、降ってなくても水が溢れていくと、それでこのような状況になってくるところを示すようなものがある良いのかなと思います。ご検討をお願いします。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。そのような河川のことを踏まえた状況も盛り込んでいただくということだと思います。

(事務局)

後ほど、長林先生の方からコメントをいただければと思うのですが、今回の河川災害の特徴としては、おそらく2つだろうと思っております。

1つは土木部長からご指摘のありました阿武隈川でございます。阿武隈川は中通りを通っております。市街地があって、これが溢れると非常に大きな人的、あるいは住居の被害が生じるということでございますが、たくさんの支流から流れ込んでおまして、なおかつ長林先生からご指摘をいただいている狭窄部などもあって、非常に広範囲な被害を出してしまっただけでなく、そういう意味では代表的な水害の河川として、その状況が1つ必要だろうと思っております。

それからもう1点、これも土木部長の方からお話いただきました夏井川でございます。現地の住民の皆様のお話を聞きますと、天気が晴れてから、雨があがってから溢水をして洪水が起きているという意味では、実は市の方で避難指示を解除しておりませんし、洪水警報がなりっ放しの状態ですが、皆さんそのような避難行動をとってしまったということで、そういう意味では大いに反省を我々もしなければならぬですし、住民の皆様の経験としていただきたいところなのですが、そういった災害があったということについての記載ということで、今回の水害の代表的な事例としてよろしいでしょうか。

(長林委員)

今、ご指摘をいただいた内容でございますが、河川の特徴と災害というものは非常に密接に関係しておりますので、今回の災害を踏まえた課題もそこに出てくるだろうと思っておりますので、是非、阿武隈川、それから夏井川、そして相双の河川ですね、それらの特徴的なところをまとめていただければ、災害の発生状況というものはそれぞれ違うのだということも分かってくると思います。よろしいと思います。お願いします。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。そのようなことをきちんと情報として蓄積して、その地域の住民の皆様を知っていただくことは今後の災害時の被害を少なくすることに必ずつながっていくことだと思いますので、是非そのような形で情報を載せていただければと思います。

それでは次に、中間報告と県から県民の皆様へのお願いの部分です。ページで言いますと、20 ページから 33 ページまでになります。この部分に関しては、前回の委員会で検討していただいたのですが、その後、熊本県や山形県で大きな水害が起こっておりますので、そういう新しい状況も踏まえながら、さらに盛り込むべきことなどがございましたら出していただきたいと思います。基本的には前回委員会でご議論をいただいているのですが、さらに何かありましたら出していただきたいと思います。

(田村委員)

さっきの続きにも聞こえるかもしれないのですが、1つ少し気になったところがあります。もちろん先ほど事務局からご説明があったこと、つまり雨の降り方が変わっていること、河川が耐えられなくなっていること、被害が出ることはもう避けられないこと、そういうことを住民の皆様認識していただかないと被害が減らせないこと。それらのことは、もう防災をやっている人にとっては全く疑いがないことなのですが、これだけ人がお亡くなりになっている中で、書き方として、県と市町村には、全く責任はなくて、誤解をおそれずに言えば、住民の方だけに責任があって、住民の方の考え方を改めてくださいというようにも見えるのですね。

例えば国の報告書を参考にさせていただくのが良いかどうか分かりませんが、例えば行政的な書き方だとすると、調べさせていただくと住民の皆様の理解不足というものがあった。だから、その理解不足ということ、あらためて検証の機会に、ここで皆様方にメッセージとして発します。ただし、河川情報やそれから避難情報についての周知についても、県や市町村も不十分な部分があったから住民の皆様も頑張っておられないということだと思うので、自助・共助・公助がそれぞれの果たす役割の中で、これから気を付けていこうということ、これをメッセージとしてもちょっと強く書かないと誤解を受けるのかなと思います。

これは明らかに私たちの意図とは違いますので、少しその部分は何か書き方を考えていただけるとありがたいかなと思います。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。そのようなことも踏まえた、書き方の問題だと思うのですが、住民の皆様にも考えていただかなくてはならないことが今回の災害ではっきりしたと思うのですが、それだけではなくて、県や市町村も関係機関も問題点があったということ、誤解を生まない様にどこかに書き加えることを今後事務局の方で検討していただくということかと思えます。

(危機管理部長)

危機管理部長の大島です。今頂いたご指摘ですが、確かに今回の災害に対して行政として全て完全に対応出来たかという、やはり現場でも相当な混乱があったということであり

ます。またその周知について十分だったのかという点については、この検証事業の中でご議論いただくべきことと思っております。今、先生からご指摘いただいた部分については、特に県の対応については、34 ページからの第 6 章のところで、色々と災害対策本部の中での対応ですとか、そういったことを事細かに記載させていただいております。そちらの章の中でご意見をいただきながら、そういったご意見をいただいたものを踏まえまして、今ご指摘のあった点について、どのような形で整理しておくのが良いのかという部分については検討させていただきたいと思っております。

(事務局)

補足をさせていただきます。まず 31 ページからの県民の皆様へのメッセージにつきましては、令和 2 年 6 月という位置付けになっておりますが、実は既に発信しているものでございます。

これにつきましては、20 ページからの中間報告をまとめさせていただく中で、当然それまでにありました県及び市町村の対応の問題点について整理させていただいております。例えば 27 ページからですと、市町村の取組としてこういうことは実施する必要があるかどうか、28 ページは県の取組でございます。

この中の 29 ページの、「県民の皆様周知すべきこと」というものを、取り急ぎ出水期を迎える 6 月の初めに情報として発信をさせていただいたというところでございまして、この中間報告もメッセージと併せて公表させていただいております。

先生方のご意見を踏まえまして我々も反省しているということは、ここで説明させていただいているところでありまして、あとは部長の大島から今ご説明をさせていただいたとおり、最終報告書の中でさらに深く反省してまいりたいと思っております。

(田村委員)

変わってきている色々な状況の中で、行政はこうしていかなければいけない、地域にはこれが期待される、住民の皆様にもこれが期待される、ただし、それぞれが上手くいかなかった部分がある。

その内容については、対応されたことということも理解をしているのですけれども、ただこの県民のメッセージがこれだけ大きくここにあって、だったらもう少し小さくされて、ツーンにしていただければ、これ自体をメッセージというようには受け取らないと思うのですけれども、これ自体が周知したのだけれども、住民の皆さんが、これはどういう意味ですか。やったことのアリバイとしてのものなのか、それとも資料としてこの真ん中にお示しになっているのかという位置づけがよくわからない。

1 部のところをもう少しクリアにして、2 部のことについては逆に言えば個別のことは我々が話した内容を載せればそれでよろしいかなと思っておりますが、特に 1 部については、非常にこだわって、誤解のないように整理していただきたいということを申し上げただけでございます。

不適切ですと言っているよりは、メッセージとしては誤解を生むのではないかというように受けとめていただければと思います。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。先ほど田村先生からご指摘いただいたように、目的をここでもう少しはっきりと、全体的なことをはっきり書いていただければ、それに即して、後の記述が意味していることについても、住民の皆様はここでこういうこともあるし、そのあとで県や市町村はこうだと分かってくる部分があると思います。しかし、前の段階で目的や全体的なことについてはっきり書かれていない部分があるために、住民の皆さんに関する部分だけが浮き上がって見えてしまうという、多分そのようなご指摘だと思いますので、目的のところでもう少し自助・共助・公助も含めて全体のことを書いておくということをご検討いただくということをお願いできればと思います。

(中林委員)

今まとめていただいたとおりで、私も 31 ページからのメッセージは、この形で既に出されてしまっているの、これにはもう手を付けようが無いと思うのです。メッセージはあくまでも参考資料として、6月にこのようなものを出したという事実にとどめる。それがいわば中間報告として、その前の 27 ページから 30 ページまでのところに、きちんと県民の皆様に 6 月に出したものでは足りない部分があるとすれば、それを含めて書いておくべきなのではないかと思っています。

だから、31 ページの頭にこれは令和 2 年 6 月何日に既に県民の皆様にお知らせしたチラシですというような参照資料としての出所を書いておかないといけない。前と後ろでずれてしまうと少し困るなと思います。逆に、この案は既に出したお知らせに引きずられていて、前の方もその枠で固めているような気もしないでもないのです。ということが 1 点です。

27 ページを見ると、前書き的なところの下、最初のワンセンテンスが公助の話、2 番目のセンテンスも公助の話、それから 3 つめのセンテンスは自助の話、4 つめも自助の話。

それを「市町村の取組」、それから「県の取組」、「県民の皆様にご周知すべきこと」、「事業者の皆様にごお願いすべきこと」というように書かれているのですが、座長から奇しくも自助・共助・公助という言葉がでましたが、共助が抜けているのですよね。

「共助」として地域にごお願いすべきことというものが、今後の取組にはあるのではないかと思います。例えば、その地域の皆さんで、行政が指定する指定避難場所や避難所だけでなく、他の避難に適している場所なども見つけておいてくださいとか。あるいは、避難所・避難場所に行くための避難経路についても、コミュニティでどの道路が安全なのかというようなことも確かめておいてくださいとか。

あるいは、要支援者を含めて夜中というか夜間の避難であれば単独行動が 1 番危険ですので、もし「地域において、皆さんで皆さんを助けるといふ共助の取組を強化してください。支援体制を検討しておいてください。」というようなことを地域へのごお願いとして書くとすると、実は 6 月に発出したものには書かれていないのです。とすれば、30 ページのところ「事業者にごお願いすべきこと」の後に、(5) として「地域にごお願いすべきこと」として、ここに共助の部分が出てくるのかなと思います。

そうすると、市町村の取組というものは市町村の公助、それから県の取組というものは県

の公助、それから県民の皆様へ周知すべきことは県民の皆様の自助で1人1人の命は自分で守るということ、それからの事業所の自助として法人の自助としての取組、そして、5番目に、地域においてみんなでみんなを助けるという共助ということが示されてくるのではないかなと思います。

逆読みすると、そのように読めてしまうのですけれど、目的がきちんと書いてあって読んでいくと、中間報告として整理して、6月に出したときには共助が抜けていましたということを確認に位置付けしておけば良いのかなと思っています。

もしそれを入れていただくとすると、27ページの5番目のセンテンスとして共助についてワンセンテンス書いておくことが大事ではないかなと思います。

以上が1つですが、他にもよろしいでしょうか。

頭の方に戻るのですけれども、21ページの「人的被害状況による検証」ということなのですが、先ほどの被害状況の中には関連死6名と書いてあるのですけれども、ここは直接死の話しか出てこないです。後ろの方で保健福祉部局との連携や発災後の避難所の話、それからその後の応急対応期の話が、仮設住宅までいかないのですけれども、出ています。おそらく、関連死6人というのはそのような時期に亡くなっている方だろうと思いますし、高齢者の方が多いのではないかなと思います。あるいは福祉的に言えば要支援者や要介護者の方が今回の人的被害の中にどのように含まれているのか。高齢者だけは出てくるのですけれども、要支援者や要介護者という範疇の人たちがどれぐらい含まれていたのか、そうしたことをもし示すことができるのであれば示していただくことが、先ほどの共助というか、自助・共助だけでは守り切れない命をどのように守るのかということにもつながるのではないかなと思いました。

少なくとも関連死6人について、もう少し状況と情報を出していただくと良いかなと思います。それはせっかく避難して助かった命が亡くなっているのかもしれないし、在宅避難していて在宅で気がついたらお亡くなりになったというような状況かもしれないし、関連死の状況が分からないのでこれから先は何を言ってよいのか分からなくなっているのですけれど、そうしたことも含めた対応が大事かなと思いました。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。確かに中間報告の中には、先生が今ご指摘になられた部分で少し抜け落ちているところがあったのかもしれないですね。

ただ、中間報告自体は1回オフィシャルな形で出しているものなので、報告書の中にはこういった形に入れざるを得ないという気もするのですが、ウェブ上で県民の皆さんにメッセージとして出している部分があると思いますので、そういったものは最新のことも踏まえて共助についても触れて出すようなことも、もしかしたら必要なのかなと私自身は少し感じているのですが、それが1点です。

それから関連死の問題に関しては、もう少し出せるデータがあるのであれば出していきたいということだと思うのですが、いかがでしょうか。

(危機管理部長)

危機管理部長の大島です。先ほどの説明に少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどから 31 ページのメッセージの部分について、内容が県民向け・事業者向けに限定されているのではないかというご意見を頂いたのだらうと思います。

これは、その前の 30 ページまでの、例えば、21 ページから 30 ページまでの部分については前回のご議論の中で中間報告としてまとめさせていただいている部分を記載させていただいております、これはこれとして中間報告として県として公表させていただいております。

31 ページからの部分につきましては、その中で特に県民向け、事業者の皆様向けにメッセージとしてまとめ直している部分でありまして、それは福島県としてまとめさせていただいてメッセージとして発出させていただいたものだという整理になっております。

これは、以前からご説明させていただいているとおり、やはり出水期前に出来るだけ県民の皆様を守るために必要なメッセージを発出したいというところもありまして、なおかつ県民の皆様に分かりやすい形でとにかく伝えたいという意図もありまして、その部分だけを抜き出して、まとめさせていただいているということでございます。

また、こうしたものに基づいて、県としては 8 月 1 日にも新聞等を使って、県民の皆様にも命を守るための取組ということでメッセージを出させていただいたということで、この部分については、県として検討して取りまとめたものを載せさせていただいたというところでございます。

(事務局)

まず、直接死の状況でございますが、当方で色々とお聞きしている範囲の中では、要配慮者といえますか、聴覚に障害があった方が 1 人亡くなられているということは把握してございますが、そこのところをもう少し精査をしてみたいと、精査というか、お聞きして可能な限りの情報を整理したいと思います。

それから災害関連死でございます。手元に資料を持ってこなかったのが具体的な数値は分からないのですが、基本的には元々少し体を悪くされた方が被災されて、その結果として、それを原因として、災害が無かったときに比べると早めにお亡くなりになられてしまったという方が多かったかなと思います。

それから精神的な話の中で自殺をされてしまったっていう方もお 1 人いらっしゃったというのが現状でございます、そこに対する検証について、災害関連死が出てくるのは後々になるものですから、今の時点では整理ができていないというのが正直なところです。今後整理してまいります。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

(中林委員長)

今の説明分かりました。関連死について分かる範囲でお願いします。

25 ページの (2) ですが、「避難場所・避難所の運営」となっているのですけれども、今回水害の検証をしているのですが、避難情報に伴って緊急避難をするというのは、行き先が避

難場所なのです。その緊急時の避難の問題と、それから水害が発生した後、いわゆる災害救助法という少しおかしいのだけれども、命を守る避難場所として、被災者が生活をする避難所として、どのようにあるべきかという問題を混同してしまうと、やはり県民の皆さんの理解も混同してしまう可能性があるのです、あえて言えば、「(2) 避難情報と避難場所」、それから「(3) 被災後の避難所の運営」というように切り分けて整理された方が分かりやすいかなということなのです。

前半の避難情報と避難場所というのが、緊急避難、そしてそれに対応できなかった人が亡くなったということにつながる話ですし、被災後の避難所の運営というのはまさに災害関連死が発生するような時期の避難所をどのように運営していくのかという話で、この(2)に書かれている白い丸でいうと上3つが避難情報と避難場所の運営です。

そうすると上3つのところの文章で「避難所」と書いてありますけれども、実際には発災前に避難対応をしたものですので、「避難場所」と書かれた方が良いのではないかと。行政的にも避難時には避難場所としての対応を前提に考えたのではないかなと思うのですけれども。私の理解が間違っているのであれば教えてください。

風水害時の避難情報というものは災害発生前に出されるために、当該地域の全ての人を避難の対象として発令される。その結果として見込みより避難者数が多くということが当然発生する。なぜかといえば、これはやっぱり雨が降ってあらかじめの避難、緊急避難をたくさんの方がしたということで避難行動としては正しい「丸」なのです。良く避難しましたねということなのです。

ところが、避難場所に行ってみたら大変でした、避難場所から人があふれていましたということになるので、これの問題としては、やはり緊急避難場所として、今のままでは足りないのだということが示された。今後も早めに避難してくれということ発信するわけですから、それに対応するような避難場所の確保というのをやはり行政としてやらなければいけないという課題です。それが行政だけではなく、地域でも、あそこのお寺は高台にあるし大丈夫だろう、裏山も厳しいものではないということであれば、そういうような避難場所を地域で探しておく。それをあらかじめ行政と共有しておく。要は、そのようなことも含めた対応が望ましい方向として出てくるのではないかなと思います。

それから福島も避難所マニュアルがあると思いますが、これは生活の場所としての避難所のマニュアルということであろうかと思います。コロナ対応の避難所というものは、今どっち付かずの形になってしまっているのですが、ここで言うと4番目の丸の文章の「運営する人手が不足した」の問題があったと思います。これは人がたくさんいたから不足したというよりも、多くの方が被災して運営する余裕がなかったということなのか、少しどういう意味で不足したということが、これだけでは何とも言えないのですが、そのことが示されるべきです。その文章から下の、必要な物資の調達等々ということが、被災後の避難所の運営の課題としてたくさん指摘されてきている。

このように(2)と(3)を少し分けて課題を整理していただいた方が、今後のよりよい対策に結びつくのではないかと、あらためて拝見しながら思った次第です。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。中林先生からは避難場所と避難所の区別を付けてということは、検証委員会の当初からご指摘いただいておりますが、それをきちんと切り分けて記述していくことで、色々な課題が見えてくるのではないかとご指摘だと思います。こちらについても事務局にて引き取っていただいておりますので、検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは時間も大分押しておりますので、どうしてもという意見があれば33ページまで意見をだしていただければと思います。

(阿部委員)

単なる確認なのですが、災害対策基本法では指定緊急避難場所と指定避難所の2つを明記しています。しかし、自治体によっては呼称に様々なバリエーションがありますということですが、福島県ではどういう言葉づかいを採用されているのでしょうか。

(事務局)

まず、県として災害対策基本法と違った言葉づかいをしているということとはございません。指定緊急避難場所と指定避難所とそれぞれ国での定義と同じでございます。

ただ一方で市町村マターになりますと、基本的には指定緊急避難場所と避難所が一体のものであることが非常に多いです。

津波被害などですと、津波避難ビルとか高台の場所ということで、指定緊急避難場所としてオンリーで指定されている場所があるかと思いますが、水害などの場合ですと、その後の生活も含めまして、避難所が指定緊急避難所になっていることが多いかと思っております。

なお、市町村によっては色々なバリエーションがあるようでございまして、自主避難所という言葉も自主的に使われているところもございます。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。それではよろしいですかね。先に進めさせていただきたいと思っております。

次は第6章です。これは以前から出していただいた資料ですが、今回は「問題点・課題」というところと、「今後取り組むべき対策」について番号を振って、対応関係が見えやすくされているということになります。何か第6章に関して、既に何回もご議論をいただいているところだとは思いますが、何かお気づきの点などございましたら出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(中林委員)

この6章のところ、これは県の検証なのでこうなってしまうのかなと思うところがあるのです。というのは、避難情報というものを、避難準備・勧告・指示、今度勧告を無くすと国が言っているようなのですけれども、これは市町村から発令されるので、県の検証としては直接手が出せない問題としての思慮があると思うのですけれども、でも今回の人が亡くなっているのは、まさにそここのところの問題でもあります。

今後の課題も含めて、構成で言うと、34ページの県の災害対策本部の活動の(1)事前準備



備、(2) 本部の設置、その次が被害情報の収集に行くのですが、被害情報というものは災害になった後の情報というもののなのですが、その前の段階で、避難情報の市町村との共有というようなことが、県としても必要だったのではないかなと思います。

後の方で、県のシステムに市町村がデータを入力することが出てきます。その中で、1番最初に避難情報を入れることになっているのですが、多分そこで入れて送信されるのでは、事後に後追的に情報が入って来るだけなのです。

こういう情報共有システムを今後改善していくとすると、例えば市町村が避難準備情報を発令すると、色々なメディアで発信するのですが、それが同時に県にも届くようなシステム、県が収集するのではなくて、住民への避難情報を出しましたということを市町村からプッシュ型で県に送り込んでくる。そのような仕組みにして、県が、今どの自治体が避難情報を出した、今どこが出したとリアルタイムで把握していくことができれば、逆に言えばこの市町村は何で避難情報を出してないのだ、ということも県に分かる訳ですよ。

市町村で言うと、隣が出したか出さなかったかなどは気にしないで、自分のところでやっているはず。そういう意味では、県が市町村の状況を見ながら、場合によっては、どうなっているのかというようなことを少し問い合わせるということを含めて、避難情報の収集ではなくて共有ということで、何か上手いシステムを工夫し、市町村が避難情報を出したときに、自動的に県にその情報、発信する時間や種類が共有されるようにしていくということが大事かなと思います。

少し書き方が難しいのですが、37 ページのところに (3) として避難情報の共有、あるいは把握ということで、まず、被害情報を集める前に人の命を守る避難情報の発令状況を県としてもリアルタイムで把握していくというようなことを今後進めるべきではないかなと思います。

現在は収集で集めているということかもしれませんが、それをもう少しリアルタイムで捕らえることができれば、入力の手間も一手間減らすことができるわけだと思いますので、この被害情報の中に避難情報というものがところどころ出てくるのですが、それらをもう少し前倒して、発災前の取組ということで、避難情報の部分が (3) にあって、そして、38 ページ (4) の災害関連情報、ここでは河川の情報の話とか、いわゆるハザード的な情報の話が、災害に近い情報の話が出てきて、災害が起きて、その後に被害情報の収集ということになる。だから今 (3) になっているところの避難とか事前の情報の部分を外したところを (5) として被害情報の収集として整理すると、それが順送りになりますので、5 番の避難所の運営の話につながったり物資の調達の話につながったりします。

災害の時間の過程に従って整理をされていますので、発災直前の避難の状況と発災直後の、あるいは発災直前の河川水位も含めた災害に至る過程の問題と、そして被害がどうなっていたかという問題という部分に、狭い時間帯ですが、3 つに分けて整理していただくと、今後非常に役に立つのではないかなと思います。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございました、これは避難情報を県と市町村で共有することについての話な

のですが、多分現状でも何かしらはやられているかと思うのですが、それをちょっと説明していただけるとよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。まず、市町村が避難情報を発令した場合、多様な手段で発信をされます。

まずは防災行政無線。それから今回よく使われましたのが、携帯電話キャリアの会社のサービスでやっておりますエリアメール。それから我々の方で市町村に入力をお願いしております防災事務連絡システムというのがあります。それにより避難情報を出したということを知っていただく。我々の方に通知をしていただくと、それが自動的にLアラートに乗りまして、マスコミ各社に配信をされる。マスコミ各社に配信をされますと、NHKのデータ放送に即座に反映されて、速報になったり、あるいはデータ放送に反映されたりということになっております。

しかし、市町村にお話を伺いますと、課題といたしましては、それぞれに字数が異なるということ。それまでにログインしてパスワードを入れてやらなくてはならないということで、その発信にかなりの手間がかかるという話をいただいております。

したがって、今先生からご指摘をいただいたリアルタイムの共有という意味では、若干我々のシステムでは遅くなるということがございます。

そのため今回、我々は県の市町村へのリエゾン派遣のやり方を少し変えまして、市町村とよく情報連携をして、市町村が災害対策本部を設置する場合、あるいは市町村の方でリエゾンが欲しい場合には県リエゾンを派遣するルールにしました。

その場で県のリエゾン職員が市町村の意思決定過程を掴んでいますので、それを掴んだリエゾンから直接我々のほうに連絡をしていただくというような手順も1つ加えたところでございます。様々な手法を駆使しながら、市町村との情報の共有を図ってまいりたいと思います。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。現状でもシステムがあるようですが、色々な問題・課題が指摘されているということで、派遣したリエゾンを通して、情報をさらにリアルタイムに共有できるようなことを考えておられていることだと思えます。

(中林委員)

1つよろしいでしょうか。各市町村が防災行政無線の街頭スピーカーの次に言われたアプリとはツイッター的なものですね。その全市町村のアプリで発信した情報というものが自動的に県に入ってくるようにするだけで、もう一手間やらなくても、情報対応ができるのではないかなと思ったのが私の発想だったのです。

リエゾンがというと結局リエゾンが行っていなければ駄目だし、到着時間が遅れるようなこともあるとすると、その辺も大変かなと思います。

むしろ、必ず自治体がやる1番目の防災行政無線、2番目が同時にアプリでそのように流すと、それが県に飛んでくるようにして、県が各市町村のアプリを全部持っていれば県に自

動的に入ってきます。ということを私としては考えていました。

いつ情報が入ってくるか分からないので、そのスマホを持っている職員は緊張しますが、お金は何もかからないです。

両方持てるといいですね。エリアメールで、その地域にいる全ての人に情報が届けられ、アプリでは、他地域に出かけている人にも地元の情報を提供できるのですから。

(事務局)

ありがとうございます。先ほど、色々なシステムに入れなくてはいけないという市町村の課題をお話したのですが、それは数百万円くらいでプログラムを開発すると、1つ入れると全部発信できるというシステムがあるということを知っておりますので、それは悩んでいる市町村さんにご案内をしております。

それからアプリの話ですが、市町村が持っているのは、エリアメールでございまして、そのエリアに居ないと情報が入らないということがございまして、あとはアプリを開発しているところ、それから登録制のメールを配信しているところについては、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。これからまた今後新しいシステムが出てくるかもしれませんが、新しいものが出てきたら更にそれに対応しながら効率的にやればよいのかと思います。

(田村委員)

今の中林先生のご意見の趣旨というのは、私もこのまとめになった段階で見せていただくと、やはり今1番課題になっている避難、もちろん35ページ以降の内容は私たちが申し上げていただいていることを真摯に検証していただいた内容が詰まっていて、県にとってはこれが財産ということで、これはすばらしいことなのかなと思います。

違和感があるのは、避難情報自体がどのように出されているのか。それから警報自体とか、河川の決壊や越水等の情報を、市町村や県がどれだけ分かっておられて、対応をとっておられるかということは、世間では課題になっていますし、国もそこを大きく扱っているようなところで、その部分については明記されていない。

今、中林先生はこの対策のお話も一緒に含めておっしゃったのですが、その部分については、いきなり体制の話に入って行って、河川の情報などその情報収集みたいなことについては、被害以外のこと、これは被害情報の収集になってしまったのですけれども、災害情報の収集みたいなところは、逆にどこの部分を参照させていただければ良いのでしょうか。

(佐々木委員長)

避難情報については触れているけれども、災害情報についての言及が、検証がなされていないのではないかということでしょうか。

(田村委員)

そうですね。だいぶ議論はしたのですけれども、明示的に書かれていなくて、誰が対応するかということよりも、そのような事実は少なくとも踏まえていないといけないかなと思う

のですが、それはどこに書いてあるのでしょうか。

(中林委員)

38 ページぐらいですかね。時系列に整理していただくと、軸が読めるので分かる、読みやすくなると思うのですけれど。

(田村委員)

何か関連情報となってしまうている。どちらかという命を救うための情報の収集・発信は福島県でどうだったのか。ということが知りたいかなと思います。

(佐々木委員長)

災害関連情報となっていますが、災害の情報に関しては、災害情報という形ではっきりとさせた方がよいということですね。

(田村委員)

名前自体は最終的にはよろしいのですが、中林先生がおっしゃったとおり、時系列として書かれるか、まとめとして書かれるか、関連情報の中にいくつかあって、その中に河川情報なのか避難情報なのか、その後、関連情報というようにしていただいてもその辺はよろしいのですけれども。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

(事務局)

河川の状況の情報ですとか、それに伴って市町村がどのような避難情報を発令していたのか。それから災害対策本部をどのように設置していたのかということについては、今回の報告書の中には入れていないのですが、第2回の検証委員会の中で、覚えておられるでしょうか、A3の資料2というものがございまして、その中で整理をさせていただいております。

その中のまとめといたしましては、概ね市町村において気象情報あるいは河川の状況に応じた避難情報は出されていたと我々は理解をしております、ただ、前回の住民避難行動調査の中でもご指摘がありましたが、その避難情報をスイッチとして避難をされた方があまりいなかったらうと。

実際に自分の身に危険が迫っているようなことが分かる、水位が上がってきたとか、雨が激しくなってきたとか、そういった経緯で、きっかけとして避難された方が多かっただらうということで、我々としてはこの避難情報とか、河川の状況の情報、その辺についての理解を深めていただいて理解の促進をしていって、いわゆる相当情報の中で避難行動をとっていただくという自助の取組を強化していくということが必要ということで考えております。

なお、報告書の中にその記載がないということにつきましては、あらためて整理をさせていただきたいと思います。以上です。

(田村委員)

そうしますと、第2回の委員会資料としては公表するけれど、良く覚えているのです、丁寧に検証していた、それ自体はこの中には入れ込まない。あくまで主体は住民がその情報を活用できなかった部分にあるというように聞こえてしまうのですが。その辺は委員長、どう

していきましょか。

(佐々木委員長)

私としてはやはり、検証作業の中で出されたものに関しては報告書に入れておいた方が良いかと思ひます。そのようなことも検討しましたと分かるようにした方がよいと思ひます。その上で住民アンケートなどで出てきた問題として重要であると思われるのは、住民の皆さんの意識とか災害に関する知識の問題ですよね。その点は上手に表現しなければいけないと思ひますが、そちらに色々な課題が見られると思ひますので、そこに関しては住民の皆さんに今後きちんとご理解いただくように努力していきたくていうことを表現できれば良いのでは無いかと思ひます。もちろん、県や市町村もやらなければならないことがあるということは当然あります。それらも含めてそのような形で盛り込んで頂けないかについて、事務局にご検討をお願いしたいと思ひます。今後ご検討いただくということでよろしくお願ひします。

それでは第6章は終わらせていただいて、第7章は検証委員会における主な意見ということで、これは私たちが出した意見を並べたものということになりますので、何かこれが抜け落ちていたりとか、どうしてもこれを入れて欲しいということがあれば、又は修正をお願いしたいという場合は出していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

この部分については、後からご意見をいただいても十分修正ができる場所と思ひますので、そのような形で取り扱わせていただきたいと思ひます。

それでは最後になります、第8ですね、実はここが本日重要な場所になってくると思うのですが、ここまで検討してきた問題点・課題とそれに対する取り組むべき対策ということで第6章にも細かく書かれていたと思うのですが、今回はそれにプラスして具体的取組という形で、取り組むべき課題に対してこのようなことを具体的にやっていきますということをリストとして一覧にまとめてあります。

こちらに対するご意見を皆さんに伺っていきたくて思うのですが、これは時系列に整理されておりまして、時系列で切って検討していきたくて思ひます。

まず66ページの平時の部分について、ご意見・ご質問等ありましたら出していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(阿部委員)

以前違う文脈で言ったかもしれないですが、平時のところで、今回九州の水害でも気になったのですが、老人施設ですとか、そういったものは地価が高いところにつくれないので、安いところに建てざるを得ない。そうすると氾濫しやすい土地などの災害に脆弱な地域に建てざるを得ない、そしてお年寄りを2階に上げるのに手間取って、大勢お亡くなりになる。

そういう意味では、氾濫を防ぐ治水事業とともに、脆弱な場所には家をつくらせないという、規制的な対策というものもあり得ると思ひます。たとえば、氾濫危険区域には平屋を認めないなど、住民にとっては不利益になっても、命を守るために、敢えて厳しいことやるということがあっても良いと思うのです。また逆に、3階以上の堅牢な住居には助成金を提供

するという事も考えられます。平時の対策としては、こういう法や条例の整備も考えるべきではないでしょうか。以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。これは法的・制度的な問題なども出てくると思うので、決して簡単なことでは無いと思うのですが。県として何かできることというものがありますでしょうか。

(危機管理部長)

危機管理部の大島です。今いただいたご意見、災害を未然に防ぐという意味ではそういった建築を含めた規制を考えたらどうかというご意見でありますけれども、この部分についてはやはり関係する部分が色々あると思いますし、今のこの場で我々として何か具体的なアイデアがあるわけではありませんので、ご意見としてお伺いして、今後の検討課題にさせていただければと思います。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。

(長林委員)

この66ページを見ますと、初動対応のところに『「マイ避難」について計画策定ツールの策定と普及に取り組む。』とあって、これは平時の取組であって、初動対応のところはマイ避難による避難所等の確認とか、避難物資の確認としていただいて、マイ避難のところは個人とか学校とか職場、これを別にしてそういうものをつくっていただくというようなことをぜひ入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。こちらの方も事務局の方で検討をお願いしたいと思います。ほかに何か平時の取組でありますでしょうか。

それでは次に、初動対応（発災直前）ということで66ページの下のところから68ページの範囲で何かご質問、ご意見等々ありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(田村委員)

初動対応の6の上から3つ目の個別に訪問するというのは、個別にどこを訪問するということでしょうか。市町村、それとも住宅、地域ですか。

(事務局)

申し訳ありません。これは市町村ということでございまして、今市町村への訪問を開始して色々な意見交換をさせていただいていたところでございます。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

(中林委員)

この表の並べ方が難しいなと思います。何が難しいかと言いますと、問題がいつ頃起きたかということで時間の流れで整理されているのですが、それに対する具体的取組というも

のは、やはり事前にやっておく必要があるものと、これは対応するその時にもっと上手くできるように工夫しないといけないものがあり、そのように対策を考えると、事前にやらない限りは駄目だというものがある、具体的な取り組みでは入り乱れてしまうなどという気がして。どちらの軸で整理するのか。

その中で特に私が気になったのは、68ページの13、14のところの、発災直後というところで、先ほどの避難所が一杯になったとか、事業所の仕事中に被災したとかのところ、マイ避難を普及しましょうという話がでますが、これは直前ではなくて、まさに1番最初の平時にやっておいてくださいという話です。事業所の安全確保のための水害対策も、平時にちゃんとやっておいてくださいというようなことが基本です。

特にマイ避難は平時が大きな取組課題なので、むしろ逆読みすると、こういうことをやっていないから避難所が一杯になってしまうということだと思いますので、13番は置き方としては1番最初の平時の住民避難行動のところの3番目くらいに入れた方が良くないと個人的には思います。

事業所の記載も連動してそちらに並べてしまうということでも良いかなと思いますが、事業所は発災直後から本社から出向いている人、あるいは会社にいる人への対応ということも含むとすると、直後の対応としてここに残しても良いかなと思います。再掲で、「事前に検討していたマイ避難に従って、的確に対応する」のように対応時には説明することもありでしょうね。

ということで、マイ避難計画の普及というものは、対応から見たら1番最初の平時の避難行動の取組として移動した方が体系的には理解しやすく良いかなと思います。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。これは実は時系列をどこでソートするかという表の問題でございまして、ご指摘いただいたとおり、問題点が起きたところの時系列で並べかえをしております。

それに対して、具体的取組のところは、ほとんどが事前にやっておくべき話でございます。災害が起きる前に準備をしておかないと災害が起きたときに出来ないということが鉄則でございますので、問題が起きているところでの整理をさせていただいているということです。

今後、これをもう1度組み立て直して、事前にこういうことをやろうとか、最中にはこういうことに注意しましょうとか、事後はこういうところをもっと早くやりましょうなど、そのようなところは整理させていただく必要があると感じたところでございました。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

(阿部委員)

今のお話はその通りだと思いました。並べる順序は「問題点・課題」の時系列に沿って示し、それに対応する「取り組むべき対策」「具体的取組」については、それを実行すべきタイミングを付記しておけばよろしいのではないかと思います。

(佐々木委員長)

ご意見として事務局に引き取っていただければと思います。ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

(田村委員)

細かいことなのですが、初動対応の発災直後の 21 番のところで、保健医療福祉調整本部を作られて事前に準備されることはすごく素晴らしいことです。この具体的取組に「部災害対応マニュアル」とありますが、部が本部のことを意味しているのか別なのか分かりません。

また、次のページの 25 には地方本部と書いてあるのですが、この地方本部は先ほどの医療福祉調整本部を引きずっているのか、別の地方本部なのか、おやりになっていることは素晴らしいのですが、少し記述として分からないですという質問です。後で修正しておいてくださいというコメントです。

(保健福祉部政策監)

21 番の「部災害対応マニュアル」は保健福祉部のマニュアルという意味です。

(田村委員)

ぜひ、部マニュアルだけではなくて、本部マニュアルをつくって欲しいです。

(保健福祉部政策監)

今回の反省を踏まえて、既に作っている部のマニュアルを見直すという意味です。70 ページについては、部の検証とは別なので災害対策本部としての地方本部という意味の記載だと思います。

(田村委員)

用語が混同しないようにお願いします。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。色々と、自分たちにしか分からないような記述について、きちんとチェックをしないといけないということだと思います。

それでは次に、応急対応（浸水期）ということで、70 ページから 75 ページでの範囲でご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(田村委員)

まず、先ほどと同じご指摘として、統括保健師とは何なのかを教えてくださいと思います。

この部分は素晴らしいと思います。事前にこれだけ取り組まれると、被災者支援にも随分役立つのではないかと、特に福祉のところの取組は素晴らしいなと思いました。

(保健福祉部政策監)

県の役職みたいなものとは別に、保健師全体の活動を調整するような役割の保健師を事前に指定しておいて、災害のときに連絡調整などをする保健師を、県もそうなのですが市町村でもその人を定めておいて、連絡を取り合いながら調整する立場の保健師でございます。

(田村委員)

注を付けていただくか、機能で書いていただくか、など、一般の方が読みやすい形にして



ください。

(保健福祉部政策監)

その点は、内容が分かっている人だけが分かっているでも仕方ないので、必要な注釈を付けることなどを検討いたします。

(長林委員)

質問です。70ページの26ですが、写真等が少なく現地の状況をイメージすることが難しかったということで、具体的取組のところで画像データを収集するとありますが、ツイッターでも何でも良いのですが、SNSの情報を収集するサイトというかソフトのようなものは無いのでしょうか。

例えば、災害があったら住民の方がSNSで情報を上げるということや、市町村もやられているということもありますので、職員の方からの情報を展開することも必要ですが、住民からの情報も集めることができると、今は位置情報も全て入っていると思われしますので、そんなことで上手く色々と集めるソフトのようなものはあるのかをお伺いします。

(事務局)

この画像データの収集につきましては、まず、SNS上の情報が玉石混交でございます。一般の方のところまで情報収集の手を伸ばしてしまうと、それが本当なのかどうなのかの判別をすることが最後まで出来きれないということがございます。

ただ現在も、気象警報等の対応がある場合には、ツイッター等の検索機能を活用しまして様々な情報をかき集めてはいるのですが、あくまでも参考程度ということでやっております。

このリエゾンのスマートフォンにつきましては、まず、本部にいと現地の状況がイメージできないということがございます。それを分かるようにするということが1点。

それからもう1つは、それを発信することによって、支援を集めやすくするというのが1つございます。ある研究によりますと、マスコミの情報発信の頻度・時間によって義援金ですとか、あるいはボランティアの集まりが違ふというようなところがありますので、それを我々は色々な情報を収集しながら、我々自身も、情報を発信していきたいということでここに書かせていただいたところでございました。民間の方の情報活用についてはもう少し慎重な姿勢というのは今の現状でございます。

(長林委員)

玉石混交で情報が沢山集まってきた中で、今後はAIなどが情報の確かさのようなものを判定することができるといったことになると思いますので、ぜひ発展させていただきたいと思えます。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。他になにかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後のところになります。復旧期(浸水後)でございますが、77ページの61番までありますが、この部分で何かご意見やご質問等がありましたら出していただきたいと思います。

(中林委員)

復旧期に入ったのですけども、復旧期の前の応急対応（浸水）期の番号で言うと 35 番、54 番、55 番、56 番に、いわゆる生活再建支援の話が出てくるのですけれど、確かにそれだけ見ると支援なのですが、復旧を迅速にするために、要するに罹災証明書の発行というものはなるべく早くやらなくてはならない。35 番に書いてあることと 54 番に書いてあることは、ある意味では連動している話なのです。

だから、どのように記載するかなのですが、応急対応や復旧対応とか言ってしまうと、「罹災証明書は復旧期に記載しているからこんなに早くやるとは思わなかった」というような話が出てきてしまうこともあると思います。

例えば応急対応（浸水期）というのは、水害が発生してからどれぐらいの期間を想定して、その時にやらなければならないことは、罹災証明書の発行をしないと迅速な生活再建支援が出来ないということであれば、これはやはり発災後の 1 週間後なりにでも始めなければならない業務であると B C P 的発想で業務開始のところの課題として整理していただいた方が良くかなと思います。

生活再建の話があちこちに出てきていますが、最初に出てきたものと後から出てくるものが実は内容や課題が同じようなことを言っていると思います。

程度が難しいから判定することも難しい、程度に関係無く判定を早くやらなくては駄目だというような話なので、いつスタートする業務なのかという B C P 的発想に立って、この辺のところでこれをやる、そのためには今回はこのような課題があった、だからこのような具体的な取組をして改善しましょうというように整理していただくのが良くかなと思います。以上です。

(事務局)

今の問題は、まさにご指摘のとおりでございます。我々の地域防災計画の中で、被災者生活再建支援法が復旧期に書いてありまして、災害応急対策編に入っていないということで、これは非常に大きな盲点でございます。

一方で、田村先生を始めチーム新潟の方にいち早く来ていただいて、これは一刻も早くやらなければならない業務だと発破を掛けていただいて取り組ませていただいた。これは今回の非常に大きな反省点でございますし、今後に反映させてまいりたいと思います。

そういう意味では、この応急対応（浸水）期に被害があったらこのような業務があるということを書かせていただいているのですが、いの一番に取り組むべき課題だと認識してございますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。他に何かございますか。よろしいですか。

(中林委員)

よろしいでしょうか。48 ページの事務局等のレイアウトということに対応するのですけれども、46 ページに災害対策本部各班の勤務ローテーションや職員の体調管理という話が出てくるのですが、24 時間本部に詰めて、かつ 3 交替など回していたという時に、必ず必

要になるものが職員のレストルームなのです。かつ職員がさぼっているなんてことを言うマスコミさんがいると困ってしまうので、要するにあまり外部から覗かれないようなところで、しっかりと仮眠もできて、レストができるという、そういう場所が実態として今回の災害対応時にどうだったのかということとは分からないのですが、この施設は必ず無いと、後々の職員さんのパワーダウンにもつながってしまいます。したがって、レイアウトの部分に、長期戦で総力をあげて戦うためには休憩する場所も必要であるということをしかりと書き込んでいただくことが大事ななと思っていました。

何か48ページを見ていると仕事のためだけのレイアウトで、46ページを見るといつ家に帰ることが出来るか分からないような働き方になっています。

私は必ず仮眠室というか、むしろその部屋に行けば24時間椅子があってコーヒーが飲めるような、福利厚生というものが緊急対応時に職員さんが働く環境として、すごく大事なのだということを、是非書いておいていただいて、今後他の自治体などで庁舎を建設するときなどに、このことを忘れないで考えておきなさいよ、廊下の隅の簡易ベッドで寝ているという話にはしないでくださいねというようなことを、やはりきちんと出しておくべきではないかなと思ったのです。

先ほど言い忘れてしまったので、最後にすみません。

(佐々木委員長)

ありがとうございます。非常に大事なご指摘だったと思います。

(事務局)

我々は東日本大震災の時の経験ございますので、ここは新しく建設された北庁舎でございますが、実はこのフロアに仮眠スペースがございます。

一方で、スペースでございますので、平時から書類置き場になっている部分がございますので、私もいつも見つけると片付けをするように言っているのですが、そのような整理整頓をしていきたいと思えます。

それから職員の体調管理という意味でございますと、仮眠スペースがあるにしても使用した人は少なく、ほとんどは家に戻られて休まれていたという状況でございました。一方で疲れていたのは所属に戻ってまた仕事しなくてはいけないということが、要するにBCPが徹底されてないところもございましたので、それについては色々ご理解をいただきながら事務局員の負担軽減をして職員が壊れないようにしてまいりたいと思えます。

(中林委員)

他の自治体さんにもこの報告書が読まれると思いますので、是非この点を書いておくことが大事だと思って言いました。

(佐々木委員長)

他はよろしいでしょうか。それでは意見交換はここで終了とさせていただきたいと思えます。事務局はたくさん意見がだされましたので、これを踏まえて報告書の作成をお願いしたいと思います。

## (2) その他

(佐々木委員長)

それでは(2) その他について、事務局より何かあれば出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

今回の委員会につきましては、9月の上旬の開催で調整させていただきたいと思います。

(中林委員)

最後に一言だけよろしいでしょうか。

今、熊本の災害も含めて国も色々な動きをしていて、昨日の菅官房長官の談話に、要するに今回の災害も前の災害も本流だけではなくて、支川の水害だということで、支川のところをどう国としても考えていかなければならないかということが入っていました。

さっきご指摘のあったとおり、まさに支川の水害の取組ということが、今後1つありますので、やはりそこをきちんと書いておいていただいた方が、今後の国の対応に乗っていくためにも必要なのかなと思います。

もう1つ、内閣府がやはり住民避難が風水害時に進まないということで、避難準備・避難勧告・避難指示の3段階のうち、避難勧告を抜くことを考えているということが新聞にも報じられています。

この報告書が10月や11月に出る頃までに、国の避難情報の改正というものが出るとどうか分からないのですが、もしそのように改正が出てしまうと、少しこの災害の検証でやってきた3段階の避難情報が2段階に変わるとすると、少し書きぶりを変えないと間の抜けたような話になりかねないところもあるので、その点だけ少し最終まとめに向けて、事務局の皆さんはご苦労されるのですが、国がそのような動きをしているので、その動きを確かめながら書きぶりを少し検討していただいた方が、手戻りがないかなと思いました。

以上です。

(佐々木委員長)

ありがとうございました。福島県にとって重要なご指摘を頂いたと思います。こちらの方もまた事務局で引き取っていただいて、最終報告書の内容に反映させていただければと思います。

その他、全体を通して何かございましたら出していただきたいと思いますが、皆さんよろしいですか。無いようですので、以上で本日の議事を終了させていただきたいと思います。

それではこれもちまして私の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。それでは、事務局に進行をお返しします。

## **3 閉会**

(事務局)

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。